

JSTOA (自) 25 第 5 号
2025年 4 月 28 日

各 位

一般社団法人 日本STO協会
会 長 北 尾 吉 孝

非上場有価証券特例仲介等業務に関する金商法改正に係る
「定款」等の一部改正について

令和6年改正金融商品取引法において、主に特定投資家等を対象とする非上場有価証券の仲介等の業務のみを行う第一種金融商品取引業者（以下「非上場有価証券特例仲介等業者」という。）について、自己資本規制比率に関する規制、兼業規制及び金融商品取引責任準備金の積立に関する規制の適用を除外する制度が創設されました。

本協会では、上記金融商品取引法の改正に伴い、新たに規定された非上場有価証券特例仲介等業者を、本協会の「正会員」とするための規定の整備を図るため、2025年2月7日開催の臨時社員総会で「定款」等の一部を改正いたしましたので、ご通知申し上げます。

以 上

- 本件に関するお問い合わせ先
一般社団法人日本STO協会
自主規制企画・業務部
電話：03 - 6272 - 8327

非上場有価証券特例仲介等業務に関する金商法改正に係る
「定款」等の一部改正について

2025年2月7日
一般社団法人 日本 STO 協会

I. 改正の趣旨

令和6年改正金融商品取引法において、主に特定投資家等を対象とする非上場有価証券の仲介等の業務のみを行う第一種金融商品取引業者（以下「非上場有価証券特例仲介等業者」という。）について、自己資本規制比率に関する規制、兼業規制及び金融商品取引責任準備金の積立に関する規制の適用を除外する制度が創設された。

今般、上記金融商品取引法の改正に伴い、新たに規定された非上場有価証券特例仲介等業者を、本協会の「正会員」とするための規定の整備を図るため、「定款」等の一部を改正することとする。

II. 改正の骨子

1. 「定款」の一部改正

- ① 定義に「非上場有価証券特例仲介等業者」を加える。（第3条第8項）
- ② 当該非上場有価証券特例仲介等業者を正会員の対象とする。（第9条第1項第1号）
- ③ その他、所用の改正を行う。

2. 【別表】（定款の施行に関する規則第11条に基づく報告事項）

第一種金融商品取引業者及び第一種少額電子募集取扱業者の報告事項に「非上場有価証券特例仲介等業者」を加える。（表題）

III. 施行の時期

この改正は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和6年5月22日法律第32号）附則第1条本文に定める施行の日から施行する。

（注）上記施行日は、2025年5月1日である。

以 上

「定款」の一部改正について

2025年2月24日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(1)~(7) (現行どおり)</p> <p>(7) 第一種少額電子募集取扱業者 金商法第29条の4の2第<u>8</u>項に規定する第一種少額電子募集取扱業者をいう。</p> <p>(8) <u>非上場有価証券特例仲介等業者</u> 金商法第29条の4の4第7項に規定する者をいう。</p> <p>(9)~(14) (現行どおり)</p>	<p>(定款)</p> <p>第3条 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(6) (省略)</p> <p>(7) 第一種少額電子募集取扱業者 金商法第29条の4の2第<u>9</u>項に規定する第一種少額電子募集取扱業者をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(8)~(13) (省略)</p>
<p>(会員の構成)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>(1) 正会員 第一種金融商品取引業者、<u>第一種少額電子募集取扱業者又は非上場有価証券特例仲介等業者</u>、第二種金融商品取引業者又は第二種少額電子募集取扱業者及び登録金融機関(次号において「第一種金融商品取引業者等」という。)のうち、電子記録移転権利等の売買その他の取引等に係る業務を行う者</p> <p>(2) (現行どおり)</p>	<p>(会員の構成)</p> <p>第9条 本協会の会員は、次の各号の種別とし、会員となることができる者は、当該各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 正会員 第一種金融商品取引業者<u>又は</u>第一種少額電子募集取扱業者、第二種金融商品取引業者又は第二種少額電子募集取扱業者及び登録金融機関(次号において「第一種金融商品取引業者等」という。)のうち、電子記録移転権利等の売買その他の取引等に係る業務を行う者</p> <p>(2) (省略)</p>

【別表】（定款の施行に関する規則第 11 条に基づく報告事項）の
一部改正について

2025 年 2 月 7 日

（下線部分変更）

新	旧
<u>第一種金融商品取引業者、第一種少額電子募集取扱業者及び非上場有価証券特例仲介等業者の報告事項</u>	第一種金融商品取引業者及び第一種少額電子募集取扱業者の報告事項
(1)～(47) (現行どおり)	(1)～(47) (省略)